

兵庫県防犯優良マンション認定制度 申込ガイド

申請受付に関する事項

- 受付場所 兵庫県防犯協会連合会事務局 県警本部内にて
(社)兵庫県防犯協会連合会
〒650-0011 神戸市中央区下山手5丁目4-1 県警本部内
電話 078-351-7877 FAX 078-351-7913
- 受付時間 月～金 午前10時～12時 午後1時～3時までとする。
電話連絡にて確認必要
- 提出書類 (様式1号)
兵庫県防犯優良マンション認定・審査申請書
(様式2号)
兵庫県防犯優良マンション認定申請書添付必要書類
(1～36まで)
新築物件はメンテナンス・警備に関する書類は契約書
又は契約誓約書
建築確認申請書1～5までの写し 3部
(様式3号)
申請手数料支払い確認書

注意事項

申請用の書類は正副3部全て同一のものを用意する。
申請書A4サイズ 添付図面A4折り 各項目番号インデックス
にて分類する
住宅専用共同住宅(マンション)以外の申請申込には事前打ち合
わせが必要となります。
認定審査料金と延べ床面積に誤差がある場合修正料金が発生致し
ます。
書類受理後 受理番号が交付(様式4号)されます。
審査担当者が決定後、申請担当者に直接審査担当者より連絡があ
ります。
申請書添付必要書類に不備がある場合再提出となります。

認定申請書添付必要書類に関する事項

1. 「兵庫県防犯優良マンション認定基準」チェック表

認定基準チェック表で申請者が基準に適合していることを自己審査した書類
必須事項は全て適合することが認定条件とになります。

推奨事項に関しては対策を講じることが望ましい事項であり全てが適合評価対象となる訳ではありません。

4. セキュリティライン表示図

セキュリティラインとは……共用部分であっても宅配業者や郵便配達員が出入りできる共用部と、住居者と許可された管理者等がのみが利用できる共用部との境界線

第1次セキュリティライン

敷地の外周

敷地内に申請者が任意にもうけた境界線

敷地外周内に任意にもうけた境界線で共用施設をガードしていること。

第2次セキュリティライン

オートロックゾーン

15. 錠前 姿図と仕様書

錠前メーカー名 錠前形式 装着シリンダーが判明できるもの。

共用玄関オートロック・共用玄関その他の入り口・住戸玄関・管理人室・集会室・ゴミ置き場等に分類し、カタログ・写真等で判別できるようにする。

16~33. 設備に関する事項

仕様書としてカタログ等を代用する場合認定に要求される数値が全て判別できることとする。

33~35 申請物件に関しては

防犯カメラ・電気錠（オートロックシステム）に関しては、認定期間内のメンテナンス(完動を保証する)契約書、又は契約を集結する誓約書（メンテナンス業者の印のあるもの）

警備契約に関しては、非常緊急対応の契約事項のあるものとする。ライフラインの緊急対応のみは不可とする。

36 管理規約等の写し

申請物件においては管理規約に下記事項が文書化されていること。

自主的な防犯活動の促進事項

自治会・防犯協会・警察等への防犯活動への協力事項

「兵庫県防犯優良マンション認定基準」統一解釈

1 「必須事項」「推奨事項」

必須事項は全て適合すべき事項となります。推奨事項に関しては対策を講じることが望ましい事項であり、項目によっては必須事項により補完されることが条件となります。

2 兵庫県防犯優良マンション認定基準の構成

共用部分

1 共用出入口口

(1) 共用玄関 (2) 共用玄関以外の出入口口 (3) 照明設備

2 管理人室

(1) 配置 (2) 扉・窓

3 共用メールコーナー

(1) 配置 (2) 郵便受箱 (3) 照明設備

4 エントランスホール及びエレベーターホール

(1) 配置 (2) 窓 (3) 照明設備

5 エレベーター

(1) 防犯カメラ (2) 連絡及び警備装置 (3) 扉 (4) 照明設備

6 共用廊下・共用階段

(1) 防犯カメラ (2) 照明設備

7 自転車置場・オートバイ置場

(1) 配置 (2) 盗難防止装置 (3) 照明設備

8 駐車場

(1) 配置及び設備 (2) 照明設備

9 通路

(1) 配置 (2) 照明設備

10 児童遊園・広場又は緑地等

(1) 配置 (2) 照明設備

- 11 その他
 - (1) 屋上 (2) ゴミ置場 (3) 集会所等 (4) 配管等
- 12 防犯カメラの適切な運用
 - (1) 配置及び設置 (2) 照明設備
- 13 トランクルーム
- 14 セキュリティライン

専用部分

- 15 住戸の玄関
 - (1) 配置・材質構造 (2) ドアスコープ・ドアチェーン (3) 郵便受け
 - (4) 明かり取り (5) 勝手口
- 16 インターホン等
 - (1) 外部との通話機能 (2) 非常通報装置の設置
- 17 住戸の窓
 - (1) 共用廊下に面する住戸の窓等 (2) バルコニー等に面する窓
 - (3) 住棟の側面の窓
- 18 バルコニー
 - (1) 配置 (2) 手摺り等 (3) 接地階
- 19 自主防犯体制の確立
 - (1) 管理規約等

3 画角とは、レンズが映し出す画像の中で、実際に写る範囲を角示したものの。

画角 C



<人相の認識>
人物の胸部から上が画面全体を占める大きさ

画角 B



<人物の特定>
画像全体に人物の全身が映る大きさ

画角 A

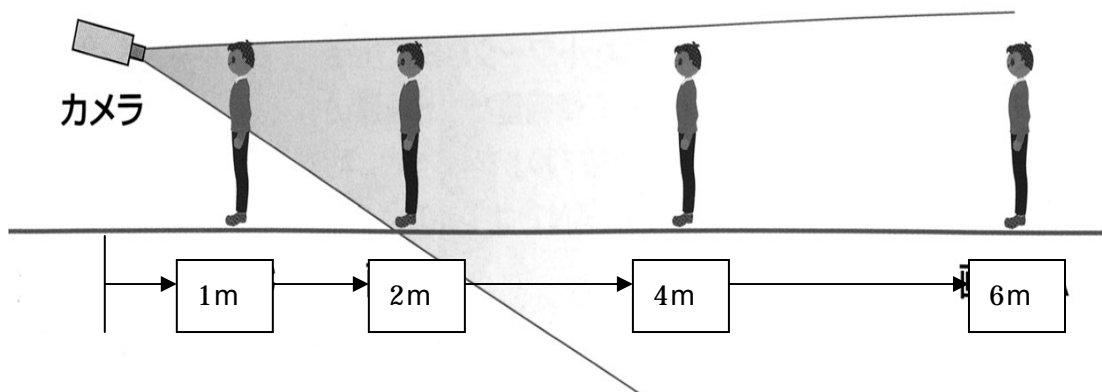


< 行動把握 >
画像のほぼ 1/2 の高さに
人物の全身が映る大きさ

画角 AA



< 全体把握 >
画像のほぼ 1/3 の高さに
人物の全身が映る大きさ



- 4 照度・水平面照度とは
照度とは光源の寿命や照明器具の汚れにより低下するものであるが照明の機能的な目標にたいして低下分を見込んだ維持値をもちいる。
照度測定的一般原則は JIS 照度測定法により平均面照度は 4 点法による水平面照度算出法による。(床面誤差+15cm とする)
- 5 防犯ガラスとは
防犯ガラスの防犯性能基準について
ツーロックと併用の場合特殊フィルム厚 0.76 mm 以上となりツーロックと併用しない場合特殊フィルム厚 1.52 mm 以上となります。
ガラス厚の強度は建築基準法施工令となります。

- 6 防犯フィルムのやむを得ない場合の使用とは
新築物件についての使用は認められません。既存物件の申請に置いてのみ
やむを得ない場合として使用が認められる場合があります。

注意事項 書類はA4サイズでの提出となります。
添付図面はA4折りをお願い致します。
項目には1～36の項目をインデックスにて分類ください。

- * 申請手続き・認定・登録のお問い合わせ 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部内
社団法人 兵庫県防犯協会連合会 078-351-7877 FAX 078-351-7913
(AM10:00~PM3:00、土・日・祝祭日は休) <http://hyogo-bouhan.com/index.html>

- * 建築関連のお問い合わせ 神戸市中央区小野柄通7-1-1
日本生命三宮駅前ビル7階
財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 078-252-0098 FAX 078-252-0096
(AM10:00~PM3:00、土・日・祝祭日は休)

- * 防犯設備のお問い合わせ 姫路市市川橋通2丁目49番2号
特定非営利法人 兵庫県防犯設備協会 079-223-7450 FAX 079-223-7460
(AM10:00~PM3:00、土・日・祝祭日は休) <http://www.bouhan.org>